



2021年5月26日

各 位

会社名 OCHIホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 越智 通広
(コード番号:3166 東証第一部・福証)
問合せ先 総務部長 松尾 浩昭
(TEL 092-711-9594)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月26日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の第11期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社は、監督と執行の分離を進め、業務執行に係る迅速な意思決定と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。今般、取締役会の監督機能の向上と機動的な執行体制を構築する一環として、取締役と執行役員の役割および責任をより明確化するために、次の変更を行なうものであります。
- ① 執行役員の選任方法および役割を明確化するとともに、社長をはじめとする役位を、取締役に付するのではなく、執行役員に付するための変更を行なうものであります（現行定款第22条第2項の削除、変更案第26条第1項、第2項）。
 - ② 取締役でない執行役員の中から社長が選任される場合があり得ることを踏まえて、株主総会または取締役会の招集権者および議長に関する規定の変更を行なうものであります（変更案第14条第1項、第2項、変更案第21条第1項、第2項）。
- (2) 事業内容の多様化に対応するために、事業目的の一部の変更を行なうものであります（変更案第3条）。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更等を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2021年6月24日
定款変更の効力発生日（予定） 2021年6月24日

以上

(別紙) 定款の変更内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第3条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。	第3条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。
① 建設資材の販売	① ～ ⑧（現行どおり）
② 住宅設備機器の販売	
③ 建設工事の請負、企画、設計、施工および監理	
④ 家庭用の電気製品、金物および日用品の販売	
⑤ 業務用の冷凍冷蔵機器、空調設備、厨房機器の販売および設置工事	
⑥ 木材の加工、製造販売	
⑦ 電気絶縁材料、工業用電気機械器具および耐熱材料の販売	
⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援、訪問介護および短期入所生活介護事業	
（新 設）	⑨ <u>ガソリンスタンドおよび車両の整備</u>
（新 設）	⑩ <u>下水道処理施設維持管理業</u>
（新 設）	⑪ <u>飲食業</u>
⑨ 不動産の売買、賃貸、仲介および管理	⑫ ～ ⑯（現行どおり）
⑩ 損害保険代理業	
⑪ 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ	

現行定款	変更案
<p>⑫ 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第4条～第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条（条文省略）</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第4条～第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条（現行どおり）</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第13条（現行どおり）</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 前項の取締役に事故等差し支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第15条～第17条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第15条～第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条～第20条（条文省略）</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p>第18条～第20条（現行どおり）</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。</u></p>
<p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役</p>	<p>2 前項の取締役に事故等差し支えがある</p>

現行定款	変更案
会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	ときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
3～5（条文省略） (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。 <u>2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。</u>	3～5（現行どおり） (代表取締役) 第22条（現行どおり） (削除)
第23条～第25条（条文省略） (新設)	第23条～第25条（現行どおり） (執行役員) <u>第26条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、役付執行役員を選定することができる。</u>
第5章 監査等委員会 <u>第26条～第28条（条文省略）</u> 第6章 計算 <u>第29条～第32条（条文省略）</u>	第5章 監査等委員会 <u>第27条～第29条（現行どおり）</u> 第6章 計算 <u>第30条～第33条（現行どおり）</u>

現行定款	変更案
附 則	附 則
第1条（条文省略） 以上	第1条（現行どおり） 以上